遠賀町商工会プレミアム付商品券発行事業実施要領

1. 事 業 名：遠賀町商工会プレミアム付き商品券発行事業

2. 目 的：当事業は遠賀町内消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 発行主体：遠賀町商工会

4. 商品券購入者：遠賀町内外一般消費者（遠賀町民優先）

5. 発行額面：にこにこ得トク商品券　12,500円（1冊＝500円×25枚綴り）
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券　62,500円（1枚）

6. プレミアム率：25％

7. 購入上限：にこにこ得トク商品券
1名当たり5冊　50,000円（62,500円分）
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
1世帯当たり20枚　1,000,000円（1,250,000円分）

8. 申込期間：にこにこ得トク商品券　10月25日（月）～11月10日（水）
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
10月25日（月）～11月12日（金）

※住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券については不正防止のため当会工業部会で審査を行います

9. 発売日：にこにこ得トク商品券　11月21日（日）、22日（月）
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
11月24日（水）、25日（木）

10. 使用期間：にこにこ得トク商品券
11月21日（日）～令和4年2月15日（火）まで
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
11月24日（水）～令和4年2月15日（火）まで

11. 換金期限：にこにこ得トク商品券
11月22日（月）～令和4年2月28日（月）まで
：住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券
11月24日（水）～令和4年2月28日（月）まで
※換金期限を過ぎた商品券は換金できませんのでご注意下さい

12. 取扱店要件：遠賀町商工会会員事業所であり、遠賀町内に事務所もしくは営業店舗があること
※本事業の目的に相応しくない事業所は取扱店にはなれません

13. 参加登録：「遠賀町商工会プレミアム付き商品券取扱店申込書兼覚書」に必要事項を記入し、持参またはFAX、郵送下さい。
受付：遠賀町商工会 9:00～17:15（土・日・祝日を除く）

遠賀町商工会ホームページQRコード
(http://onga-shokokai.com/)

14. 登録締切：令和 3年 9月30日（木）
※以後も随時登録を受け付けますが、締切を過ぎますと取扱店一覧には掲載されません。 ただし、HPは随時参加店を更新。

15. 参加費：無料

16. 換金方法：

	にこにこ得トク商品券	住宅リフォーム等 にこにこ得トク商品券
事務手数料	換金金額×0.5％（円未満の端数については小数点第一位を四捨五入） ※換金時に事務手数料を除いた金額をお渡しします （事務手数料に対し、領収証を発行します）	
受け取り方法	窓口現金渡しまたは口座振込 ※口座振込を希望される場合、別途振込手数料を頂きます	
換金日	毎週　月・水・金　各日　10時～15時まで （年末年始、お盆期間は変更となる場合があります）	

	※振り込みは月～金曜日に受付分は、翌週の水曜日までに振り込みます	
換金に必要なもの	・商品券 ※口座振込を希望する場合は「様式第1号　換金請求書兼確認書（振込用）」	①商品券 ②様式第2号換金請求書兼確認書（住宅リフォーム等） ③工期が記載された、黒板・ホワイトボードが写った工事後の写真 ④請求書（写） ⑤領収証（写） **※準備がありますので、来館前に必ず電話下さい**

17. 留意事項及び利用制限

にこにこ得トク商品券	住宅リフォーム等 にこにこ得トク商品券
① 当商品券の額面は、1枚500円です ② 次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。 ③ -1 金券等換金性の高いもの ③ -2 製造たばこの購入 ③ -3 医療保険や介護保険の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）	① 当商品券の額面は、1枚62,500円です ② 住宅リフォーム等にこにこ得トク商品券は建設業や自動車修理業等による工事や修理等（自己が所有する物件の住宅リフォーム工事、内装、畳、壁、便所、台所、風呂、水まわり、内外壁の塗装、屋根、車庫、造園、土木、測量、下水道工事、太陽光発電、オール電化、床暖房など）を対象としているものであり、単なる物品の購入については対象外とします。ただし、修理や据付等の工事費用が発生するものは対象となります ③ 当商品券の販売日以前の工事、修理、サービス提供等は対象となりません ④ 当会が指定した日以前の見積書は

	対象となりません ⑤ 町外物件に対する工事/修理には利用できません

① 当商品券釣銭はでません
② 当商品券の転売を禁止します
③ 次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。
③ -1 取扱店以外での使用
③ -2 事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等の購入及び事業所間同士取引
③ -3 各取扱店で商品券の利用を制限しているもの
③ -4 その他、福岡県、遠賀町、遠賀町商工会が適当でないと認めたもの（自治体指定のごみ袋、プロパンガスの使用料、家賃・駐車場代、交通機関の定期代、保育料、ギャンブル等）
④ 「不適切な行為」、「本商品券の目的に相反する行為が」発覚した場合、プレミアム分の金額の返還や商品券が使用できなくなる等の措置が行われる事があります

18. お問合せ：遠賀町商工会

〒811-4307
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川 2-6-18
TEL：093-293-0165 FAX：093-293-7196
ホームページ http://onga-shokokai.com/
E-mail onga@shokokai.ne.jp